

(仮称)河合町まちづくり基本条例 項目別論点と事例(参画・協働分科会)

資 料 5 - ⑤

基本分科会 (総則、条例、町民、議会、首長、職員、文化等)		参画・協働分科会 (情報、住民自治、参加・参画と協働等)		団体自治・行政運営	
中川分科会長(審議会会長)		清水分科会長(審議会副会長)		事務局→全体会	
大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目
前文					
総則	目的	情報	情報公開・共有		
	定義				
	基本理念				
条例	基本原則	住民自治	住民自治のあり方・定義		
	位置づけ、体系化				
	見直し				
町民	運用、第三者機関	参加・参画と協働	参加、参画の権利		
	町民の権利と役割、責務				
	子どもの権利				
町民投票	事業者の役割と責務	参加・参画と協働	参画と協働のまちづくり		
	町民投票				
	議会の役割、責務				
町長	議員の役割、責務、倫理	参加・参画と協働	計画等への参画		
	町長の役割、責務、倫理				
	町職員の責務、地域参加				
文化のまちづくり	生涯学習	参加・参画と協働	まちづくり活動への支援		
	文化振興、文化権、多文化共生、地域資源を生かしたまちづくり				
		行政経営	町民公益活動(NPO)		
		連携	国県自治体間連携		
		広域連携	広域連携		

項目	論点
◆ 参加、参画の権利	● 参画にあたっての条件 ● 子どものまちづくりへの関わりの機会 ● 町民からの提案制度
	他自治体の条文例 【生駒市】 ・ 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。 ・ 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。 ・ 20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。 【王寺町】 ・ 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を持っており、互いの意見を尊重しながら責任ある行動により、まちづくりの推進に努めます。 ・ 市民は、まちづくりへの参加・不参加を理由として不利益を被ることはありません。 ・ 子どもは、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利及びそれぞれの年齢に応じてまちづくりに参画するための環境づくりに努めなければなりません。 【広陵町】 ・ 町民は、まちづくりの主体であり、町政やまちづくりに参画する権利を有する。 ・ 町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。 【上牧町】 ・ 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します。 ・ 未成年の町民についても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。 【吉野町】 ・ 町民は、吉野町における自治の主体であり、年齢、性別、国籍、障がいのあるなし等にかかわらず町政や地域の自治活動、まちづくりに参加、参画する権利を有します。 ・ 町民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、その権利の行使に際しては不当な扱いを受けません。

項目	論点
◆ 参加、参画と協働の制度	● 規定の（地方自治法上の）権利の確認（直接請求、リコール等） ● 町民からの提案制度の審査
	他自治体の条文例
	【生駒市】 ・ 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し又は改廃しようとするときは立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。 ・ 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公するものとする。 ・ 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。 ・ 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から公募した委員を加えなければならない。
	【王寺町】 ・ 行政は、まちづくり及び地域の公共的課題の解決について、多様な主体がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行うものとしします。 ・ 行政は、町民のまちづくりに参画する機会を保障するとともに、町民の意見が反映されるよう、制度づくりを行うものとしします。
	【広陵町】 ・ 町は、町政に関する重要な計画並びに条例等の制定改廃、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとする。 ・ 町は、計画等の制定や見直しに当たっては、適切な時期に分かりやすく情報を公開し、町民の意見を募るものとする。 ・ 町は、前2項において高齢者や障がいのある人等あらゆる町民に参画の機会を保障するよう努めなければならない。 ・ 町は、審議会等の委員を選任する場合は、地域、年齢、性別、国籍等の均衡に配慮するとともに、町民から委員を公募するよう努めなければならない。 ・ 町は、審議会等の会議について、法令等の定めのあるもの及び個人情報に係るものを除き、原則として、公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとする。 ・ 町長は、公共的な課題の解決や公共的サービスの提供等において、多様な主体がその担い手となれるよう必要な措置を講じるとともに、町民同士並びに町民及び町が協働して取り組む機会の拡充に努めなければならない。 ・ 町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会を設定し、町民同士又は町民と町が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めるものとする。
	【吉野町】 ・ 町は、町政に関する重要な計画及び条例等（以下「計画等」といいます。）の制定、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとしします。 ・ 町は、計画等の制定や見直しに当たっては、適切な時期に分かりやすく情報を公開し、町民の意見を募るものとしします。 ・ 町は、全各項において、高齢者や障がいのある人、女性等あらゆる町民に参画の機会を保障するよう努めなければならない。

	・ 町は、青少年及び子どもがまちづくりについて意見を表明できる機会を設けるように努めます。 ・ 町長等は、町が設置する審議機関等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、性別、国籍等の均衡に配慮するとともに、町民から公募した委員を加えるよう努めなければなりません。 ・ 町民及び町は、まちづくりに関する自由な議論が行える場や機会を設定し、町民と町又は町民同士が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めます。
--	--

項目	論点
◆ 参画と協働のまちづくり	● 企画立案や実施、評価方法 ● まちづくり参画における町の役割と責務及び町民の役割 ● 情報提供・共有、学習の機会の提供 ● 町民の意向を反映する仕組み
	他自治体の条文例 【広陵町】 ・ 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければならない。 ・ 町民及び町は、相互に協働しようとするときは、対等な関係を維持し、目的や役割分担を明らかにした上で過程を大切にしながら相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。 【王寺町】 ・ 町民、議会及び行政は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとし、 ・ 行政は、まちづくり及び地域の公共的課題の解決について、多様な主体がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行うものとし、 ・ 町民は、自治会、住民活動団体等への参加を通じて、お互いに助け合いながら、地域の課題の解決や共通の目標達成に向けて行動するため、良好なコミュニティを形成するよう努めるものとし、 ・ 町民は、良好なコミュニティを形成するため、お互いに情報の提供と共有を進め、連携してまちづくりを行います。 【上牧町】 ・ 町は、町民が自主的かつ主体的に行うまちづくりに参画する諸活動を尊重しなければならない。 【生駒市】 ・ 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。 ・ 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。 【丹波市】 ・ まちづくりは、年齢、性別、国籍、障がいのあるなし等の違いを超えてお互いに理解し、尊重し合いながら共に生きていくという考え方に基づいて行わなければならない。 ・ 市民は、まちづくりにあたっては、公共の福祉、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。 ・ 市は、参画と協働を推進するにあたっては、市民の自主性を尊重しなければならない。 【名張市】 ・ 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。 ・ 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

	・ 市民（コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。）及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。 ・ 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。 ・ 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。 【吉野町】 ・ 町民は、まちづくりに参画するにあたっては、互いの意見や活動を尊重しながら、責任ある行動をとるよう努めます。 ・ 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければなりません。 ・ 町は、公共的な課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう適切な措置を講じるとともに、町民同士及び町と町民が協働して取り組む機会の拡充に努めなければなりません。 ・ 町民及び町は、相互に協働しようとするときは、対等な関係を維持し、目的や役割分担を明らかにした上で過程を大切にしながら、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければなりません。
--	---

項目	論点
◆ 計画、審議機関への参加	● 町民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定にあたっては、企画立案段階からの参画を進め、オープンな議論を行う。 ● 参加にあたっては、地域、年齢、性別のバランスの取れたものとし、障がい者等の当事者にかかわる案件には当事者の参画も求める。 ● 原則としてすべての審議会等に公募の町民を参加させる、その方法についても言及する。 ● 審議会等の原則公開（会議、資料、議事録等）を示す。 【丹波市】 ・ 市長等は、総合計画をはじめとする市政に関する重要な計画及び条例等（以下「計画等」といいます。）の制定にあたり、意見を表明するなど市民が参画する機会を設けなければなりません。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。 2 市長等は、前項の規定により政策の立案、実施及び評価の各段階において、継続的かつ多様な手段で市民の参画がなされるよう適切な措置を講じるものとします。 3 長等は、計画等を市民にはかるとときは、適切な時期に、わかりやすく情報を提供し、パブリックコメント、アンケート調査、説明会や公聴会の開催等多様な方法を提供するとともに、市民同士で意見交換ができる場の提供等のできる場に行わなければなりません。 【大和郡山市】 ・ 執行機関は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 2 審議会等の会議及び会議録は、公開を原則とする。 【西脇市】 ・ 市は、政策の立案、実施、評価及び見直し過程における参画の機会を確保するため、市民生活に重大な影響を及ぼすものについては、別に定めるところにより、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。 2 市は、前項の規定により市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等適切な方法で実施するものとします。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な周知期間を設けなければなりません。 3 市民は、市に意見を提出するときは、市民間で討議を行うよう努めるものとします。 4 市は、前項の規定による討議を促進するため、情報及び意見交換の場の提供等を行うよう努めるものとします。 ・ 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、市民の多様性に配慮した委員構成に努めるとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募するものとします。 2 執行機関は、審議会等の会議について、法令等に定めのあるものを除き、原則として公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとします。 【王寺町】 ・ 行政は、町政の方針及び動向等の情報について、多様な手段で分かりやすい広報を行い、また、多様な手法で広聴に努めます。 2 行政は、町政に関する重要な条例の制定又は改廃及び計画の策定、変更又は廃止に際しては、町民等から広く意見を募るパブリックコメントを行うものとします。パブリックコメントの実施について必要な事項は、別に定めます。 3 行政は、行政が設置する審議会等の委員を選任する場合は、必要に応じて町民から公募した委員を加えるものとします。 【広陵町】

	・ 町は、町政に関する重要な計画並びに条例等の制定改廃、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとする。 ・ 町は、計画等の制定や見直しに当たっては、適切な時期に分かりやすく情報を公開し、町民の意見を募るものとする。 ・ 町は、前2項において高齢者や障がいのある人等あらゆる町民に参画の機会を保障するよう努めなければならない。 ・ 町は、審議会等の委員を選任する場合は、地域、年齢、性別、国籍等の均衡に配慮するとともに、町民から委員を公募するよう努めなければならない。 ・ 町は、審議会等の会議について、法令等の定めのあるもの及び個人情報に係るものを除き、原則として、公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとする。 ・ 町長は、公共的な課題の解決や公共的サービスの提供等において、多様な主体がその担い手となれるよう必要な措置を講じるとともに、町民同士並びに町民及び町が協働して取り組む機会の拡充に努めなければならない。 ・ 町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会を設定し、町民同士又は町民と町が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めるものとする。 4 審議会の会議及び会議録は、原則として公開します。 【上牧町】 ・ 町は町が設置する審議会その他の附属機関の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募を含めなければならない。 2 町は、審議会等の会議及び議事録は公開しなければならない。 3 町は、審議会等の開催の日時及び場所、審議項目などを、事前に広報紙等により町民に知らせなければならない。ただし、非公開の場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。
--	--

項目	論点
◆まちづくり活動への支援・市民公益活動(NPO)	● 地域に限定されずに(地域から世界まで)、あらゆる社会課題の解決を図る町民による自主的な活動(市民(町民)公益活動、NPOの活動)。 ● 有志によるボランティア活動、サークル活動等も、公益活動を行う限り含まれる。 ● 地縁的自治活動(自治会、区等)とともにまちづくりの重要な担い手である。 ● 定義と要件(町民の自発的、自主的な公益活動)を明確にする。 ● 行政の関わり(支援や協働の対象等)を明らかにする。 ● 支援策、活動の促進策の方向を示す。 ● 業務の委託、協働の実施を通して、公共サービスの担い手としての成長も期待できる。 他自治体の条文例 【丹波市】 ・ 市民は、自発的かつ自主的な意志に基づき、広く市民生活の向上を目的とする非営利で公益的な活動(以下「市民公益活動」といいます。)を立ち上げ、又は参加することにより新しい公共の担い手として活動することができま 2 市民公益活動は、多様な主体と積極的に協働し社会的課題の解決に向け行動するよう努めるものとします。 3 市は、市民公益活動の役割と主体性を尊重するとともに、研修の実施並びに情報及び活動拠点の提供その他活動を促進するために適切な措置を講じなければなりません。 4 市民公益活動の促進に関する必要な事項は、別に条例で定めます。 【大和郡山市】 ・ 市民は、自治会等の地域活動団体及びボランティア、NPO等の目的別非営利活動団体の行う市民公益活動に関心をもち、積極的な参画を通じ、地域の課題を共有し、解決に向け行動するよう努めるものとする。 2 市は、自発的かつ自主的に行われる市民公益活動を尊重するとともに、人材育成、物資、情報の提供等その活動を推進するための適切な支援を講じなければならない。 3 市民は、一定のまとまりのある地域内において、地域活動団体を中核とする多様な主体により構成される市民公益活動を行う組織を結成することができる。 【吉野町】 ・ 町民は、社会的課題の解決やまちづくりのために自発的かつ自主的に行われる非営利の町民公益活動に関心をもち、尊重します。 2 町民は、自ら町民公益活動を行う団体を形成し、又は参加することができます。 3 町民公益活動団体は、多様な主体と積極的に協働して社会的課題の解決やまちづくりのために活動するよう努めます。 4 町は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、別に定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じるものとします。 【西脇市】 ・ 市は、参画と協働による市政を推進するため、情報及び学習の機会を提供するとともに、必要な制度及び施策を講ずるものとします。 【広陵町】 ・ 町民は、社会的課題の解決やまちづくりのために、自発的かつ自主的な意思に基づく非営利で公益的な活動(以下「町民公益活動」という。)に関心をもち役割を理解するように努めるものとする。

	2 町民は、自ら町民公益活動を行う団体（以下「町民公益活動団体」という。）を形成し、又は参加することができる。 3 町民公益活動団体は、多様な主体と積極的に協働して社会的課題の解決やまちづくりのために活動するよう努めるものとする。 4 町長は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、その活動を促進するための必要な措置を講じるものとする。
--	---